

# マイナンバー(個人番号)制度について マイナンバーの通知を開始



お問合せ ▽戸籍住民課  
 電話 21・37453747  
 ▽内閣府コールセンター  
 電話 0570・20・0178  
 (平日午前9時半～午後5時半、土日祝日・年末年始除く)  
 ※ 回線が混み合い、つながりにくい状況が予想されます。  
 あらかじめご了承ください。

## マイナンバー制度とは

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理するために、住民票のあるすべての人(外国人を含む)が新たに一人ひとつ持つ重複のない12桁の番号です。  
 制度の導入による効果として、大きな次の3つがあげられます。

### ■公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給の状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方に支援を行えるようになります。

### ■国民の利便性の向上

今後、社会保障・税の手続きにおいて、順次、役所の窓口に提出する書類が削減されていきます。  
 また、個人番号カードを利用してさまざまな手続きを簡略化する検討を国において進めています。

### ■行政の効率化

行政機関などで、複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄がなくなります。

## 通知カードで番号をお知らせします



氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーの記載された「通知カード」(図1)と「個人番号カード(マイナンバーカード)」の申請書」を転送不可の簡易書留により送付します。  
 配達時にご不在の場合、再配達の手配や郵便局での受取をお願いすることになります。大切な番号を確実にご本人にお届けするための措置ですので、ご理解とご協力をお願いします。  
 「通知カード」は10月中旬から11月にかけて順次配達します。  
 地域によって配達時期が異なりますのでご了承ください。

## マイナンバーは厳重に管理を

一生涯使う大切な番号です。「通知カード」は紛失しないよう保管してください。手続きで行政機関や勤務先などに提示する以外は、むやみにマイナンバーを他人に教えないでください。  
 なお、法律に定められた行政手続きに使用する場合を除きマイナンバーを

### 図1 通知カード ※イメージ

表

裏

### 図2 個人番号カード ※イメージ

表

裏

収集・保管することは一切禁止されています。法律に定められた目的以外で他人のマイナンバーの書き写しや「通知カード」「個人番号カード」のコピーをすることはできません。

## 通知カードや個人番号カードの住所等に変更がある時の手続き

転居や婚姻等で住所・氏名を変更する場合はカードの記載内容を修正しますので、住民異動や戸籍の届出時に、変更する方全員の通知カードまたは個人番号カードを提出してください。

なお、カードを持参されなかった場合や夜間・休日に届出をされる場合は、カードの記載内容の修正ができませんので、異動日から14日以内の平日の日中にカードを持参し別途手続きしてください。

◎マイナンバー制度をかたり、所得などの個人情報聞き出すとする事例が起きています。ご注意ください。  
 不審な問合せがあった場合は、最寄りの警察署にご相談を。

## 個人番号カード(顔写真付き身分証明書)の取得には申請手続きが必要です

通知カードを受取後、同封の申請書により郵便で申請すると、28年1月以降に個人番号カードの交付を受けることができます。※初回は無料です。

個人番号カード(図2)には、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の写真が表示されており、本人確認のための身分証明書として利用できます。

また、個人番号カードに格納する電子証明書をを用いて、e・Tax(国税電子申告・納税システム)をはじめとした各種電子申請が可能となります。  
 なお、個人番号カードには税や年金の情報などプライバシー性の高い情報は記録されませんので、これらの情報が個人番号カードから漏れることはありません。

※ 詳しい内容は市のHPにも掲載しています。  
 http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2015080600055/

